

## 4 2 . 4 4

相互に類似する意匠A、A'が同時に初めて公開された場合において、公開意匠Aに基づいて意匠法第4条第2項の規定の適用を受けようとする意匠登録出願の「証明する書面」には公開意匠Aしか記載されていない場合の当該意匠登録出願に係る意匠の取扱いについて

この場合、当該意匠登録出願において意匠法第3条第1項第1号又は第2号に該当するに至らなかったものとみなすことができる公開意匠はAのみである。

したがって、当該意匠登録出願された意匠は、意匠法第3条第1項第1号又は第2号に該当するに至った公開意匠A'と類似する意匠であることから、意匠法第3条第1項第3号の意匠に該当し、拒絶となる。

なお、意匠登録出願Aの出願に当たり、公開意匠A及びA'を「証明する書面」に記載し、意匠法第4条第2項の規定の適用が認められれば、他に拒絶の理由がない限り意匠登録出願の意匠Aは登録される。

(説明)

平成11年に改正された意匠法第4条第2項は、意匠登録出願前の公開意匠と当該意匠登録出願の意匠との同一又は類似を問わずに、「証明する書面」に記載された公開意匠が然るべき要件を満たしたときに意匠法第3条第1項又は第2項の規定により拒絶されないよう明示的に規定したものである。しかるに、この規定の反射的效果として意匠法第4条第2項の規定の適用を受けようとする公開意匠すべてにつき「証明する書面」に記載することが必要となったものである。

さらに、意匠の登録要件の一つである意匠法第3条第1項又は第2項の例外規定である意匠法第4条に、このような場合に対する特段の更なる例外規定が設けられていないこと、公開された相互に類似するそれぞれの意匠について意匠の新規性の喪失の例外規定の適用を申請し意匠登録出願することにより、関連意匠制度によってそれぞれの意匠権が独立して発生することから、上記のとおり取り扱うこととする。

